

事業主の皆さまへ

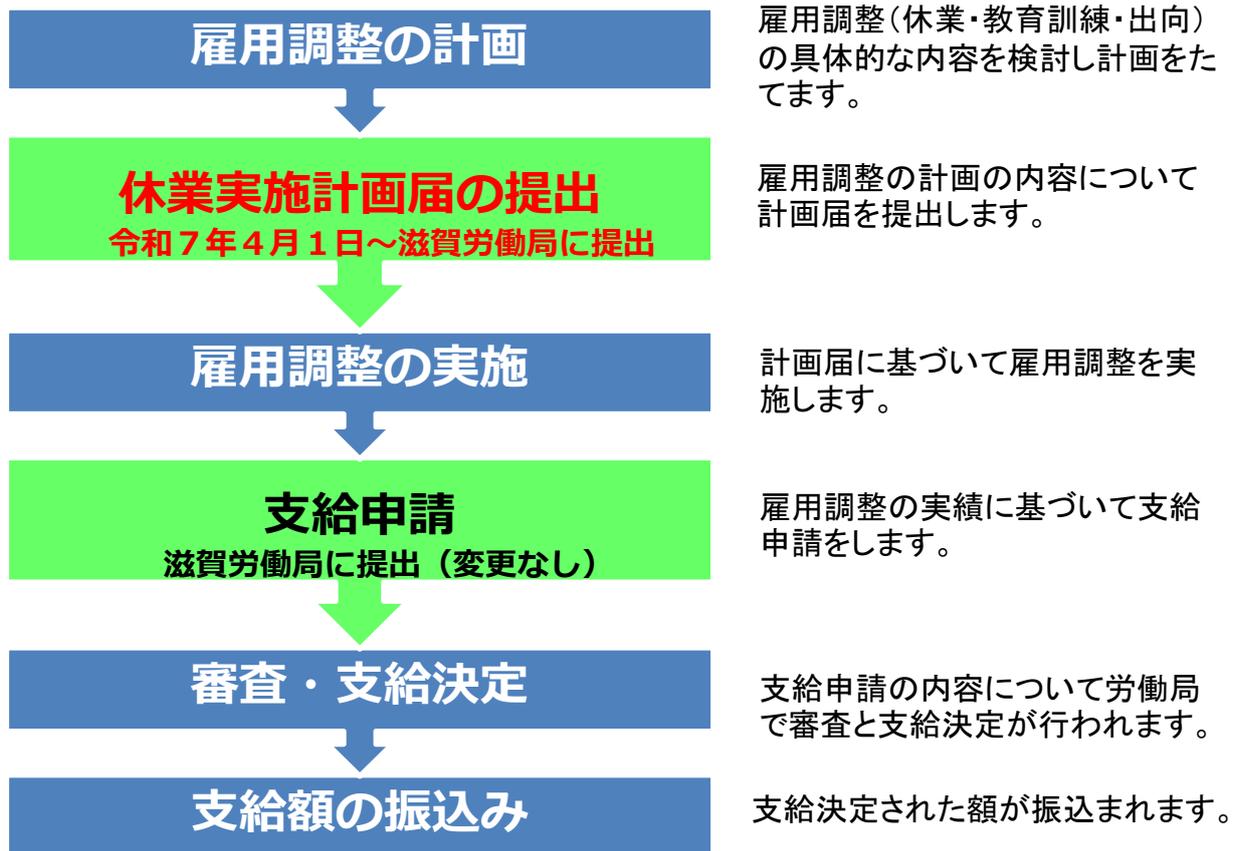
雇用調整助成金の集中化について

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練、又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

雇用調整助成金の利用に関しては、休業等を実施する前（※）に休業等実施計画届の提出が必要になりますが、**令和7年4月1日以降は、休業等実施計画届の提出先が滋賀労働局になります**ので、ご理解、ご協力をお願いします。

（※）「支給対象期間」中の、休業等を開始する日の前日までです。ただし初回の届出の場合は、休業等の初日の2週間前までをめぐりに提出することをお願いします。

雇用調整助成金ご利用のながれ



雇用調整助成金の詳細については厚生労働省HPでご確認ください。

休業実施計画届、支給申請書の提出先は、

⇒滋賀労働局職業安定部職業対策課 助成金コーナー
〒520-0806 大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎5F
電話：077-526-8251

